

第11回福島家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日時：平成20年11月26日（水）午後1時15分～午後3時20分
- 2 場所：福島家庭裁判所会議室（3階）
- 3 出席者：石原那津子，遠藤伝一郎，及川憲夫，菅野篤，菅野寿井，鈴木庸裕，鈴木芳喜，堀部亮一，丸山嘉代（敬称略，五十音順）
- 4 開会等
 - (1) 開会宣言
 - (2) 委員の交替及び紹介
 - (3) 委員長の選任
 - (4) 委員長あいさつ
- 5 議事
 - (1) 改正少年法の概要説明

12月15日施行の改正少年法の概要について，被害者の少年審判傍聴制度を中心に説明
 - (2) 少年審判廷の見学

被害者から少年審判傍聴の申出があった場合を想定してレイアウトされた少年審判廷を見学
 - (3) 改正少年法に関する意見等（委員，堀部委員）

審判の状況説明制度の立法趣旨は何か。

実際に審判を傍聴できない場合，その後に審判状況の説明を受けることによって，どのような審判が行われたのかを確認できることにあるかと思われる。また，傍聴後，実際のやり取りの意味が分からなかった場合等に後から説明を聞くことができる。

審判廷の見学の際，裁判所から，傍聴人が感情的になったとしても，少年又はその保護者に対して危害を加えられることがないように配慮していると

の説明があったが，私が見た感想としては危なそうだと感じた。地方裁判所においては，柵が設けられているが家庭裁判所ではそのような措置は考えていないのか。

福島家裁としては，審判廷に置いてあるテーブルが，地方裁判所における柵に代わる効果を発揮すると考えている。

そもそもどうして傍聴しないといけないのか。審判廷をカメラで撮って，それを隣の部屋で見るというスタイルもあり得ると思うが，少年と傍聴人が同じ審判廷にいるという意味は何か。

犯罪被害者基本法ができるまで，犯罪被害者は，刑事裁判，少年審判を含めて，証拠の一つという位置付けしかされておらず，被害者に焦点を当てた施策が国として行われてこなかった経緯がある。そこで，犯罪被害者の立場を考慮した制度設計や裁判手続の運営が必要ではないかということで平成16年に犯罪被害者基本法ができた。そして，成人の刑事裁判であれば犯罪被害者はいつでも裁判を傍聴できるのに対し，少年審判においては，非公開であるために，被害者は審判の中身が分からないということになるので，それはよろしくないのではということで，一定の重大な被害を受けた人については，直接審判を傍聴する機会を与えるということになった。また，審判手続でどのようなやり取りが行われたかについて，裁判所から説明するという審判状況の説明制度が作られることとなった。

その制度設計の議論の中で，被害者を審判廷に同席させると，少年にとって大きなプレッシャーになるので，モニターで傍聴することで十分ではないかとの意見もあった。しかし，そのときの議論では，審判廷に被害者が同席していることとモニターを通して別室で見られていることとにおいて，少年が受けるプレッシャーに質的な違いがあるのかという意見があり，そうであれば，直接自分の目で審判を見たいという被害者側の要望を踏まえてはどうかという意見や，裁判官の立場からは，審判廷に被害者が同席すれば，審判

において少年と被害者の双方の表情等を確認しながら審判運営をすることができるという意見もあった。様々な議論の結果、モニター傍聴は採用しないこととされたが、3年後に、改正少年法のあり方について見直しをするとの規定があるので、それまでの間に検討をするということで議論が落ち着いたと聞いている。

従前の審判は、少年の健全育成という理由で非公開だったが、今回の改正によって、少年の健全育成という捉え方そのものが変化していると思う。また、今回の改正は、審判にもう一つの関係者を加えることによって、審判に良い影響を与えようとするのがその中身であると思う。そこで、被害者が嫌な目に遭う等ということがないように気をつけていく必要があるとも感じた。

傍聴人が傍聴席で泣き叫んだりする等、非常に感情的な発言や行動をする可能性があるが、そのことが裁判官の心証にどのような影響を与えるのか。

基本的には、審判を傍聴をしている被害者は、あくまで傍聴人という位置付けであるので、一時の感情で裁判官の判断が左右されることはない。

審判廷では、傍聴人は少年の後ろに座った場合、傍聴人は少年の表情が見えないが、それについてはどうか。

確かに少年と被る形になれば表情は見えないとは思いますが、裁判官としては、自分の顔の位置をわざわざ変えなくても被害者の様子を見ることができる。また、裁判所としては危険防止という面も考慮する必要がある。

少年としては、被害者が自分の真後ろにいるので、恐怖感があるのではないかと思う。

被害者感情が強い事案においては、法壇がある法廷のレイアウトを変えることにより広い審判廷で審判を行うことも考えられる。このような事案の場合、審判の前に行われる家裁調査官による調査の結果、被害者感情の程度について情報が入ってきたときには、これに対応した配慮をするべきであると

考える。

傍聴人が裁判官の後ろに座った場合、どのようなマイナス面があるか。

裁判官は、裁判官と少年とのやりとりを被害者がどのように受け止めているかを確認しながら審判を進行すると思われるので、被害者が裁判官の後ろに座った場合、裁判官は被害者の表情が見えない点はデメリットだと思う。また、少年としては、裁判官を見ると被害者を直視することになるのでプレッシャーがとても大きいと思う。

検察官が取調べをする際、上司から注意されることとして、検察官の後ろの窓際等に物を置いてはいけないということがあるが、これは少年や被疑者を検察官の取調べに集中させる意味があると思う。

被害者の審判傍聴の対象事件数については、年間でどのくらいあると考えているか。

年間に数件程度ではないかと考えている。

審判の傍聴をするということは、被害者が少年側と感情的な和睦ができていないからだと思う。示談がうまくできれば、審判内容にはそれほど興味がなくなるのではないか。付添人が付く場合は、付添人は被害者と必ず接触をするので、フォローができる部分が相当あると思う。また、福島県の県民性を考えれば、それほど裁判所に行くことに対して抵抗感がない人は少ないのではないかと思う。

審判の傍聴を希望する人たちは、次の段階として、少年に対して質問をさせてほしいとの要望を出してくるのではないかと思う。

改正少年法では、被害者が少年に対して質問をするという手続はないが、被害者の意見陳述という制度は従前から少年法に規定があるので、今後は少年審判の傍聴とセットで意見陳述の申出がなされるケースが一定数あるのではないかと考えている。

少年審判が行われる前に、裁判所で被害者の調査はなされるのか。

少年審判が行われる前に、家裁調査官が被害者と面接をすることが前提となっている。その際に、裁判所で被害者の意向等を聴取することになる。しかし、その調査には裁判官は同席していないので、被害者としては、裁判官がいる審判廷において意見を話したいということがあると思う。

審判は、刑事裁判のように何回か開かれるのか。

1回の審判で終わるのがほとんどのケースであるので、意見陳述を希望する被害者は、そのときに意見陳述しなければならないことになる。

審判の結果もその際に出されるのか。被害者として、意見を言いたいときは休廷するのか。

多くはそのような形になる。

被害者に対して、裁判所が審判の状況を説明する際、その審判の雰囲気や少年の有り様等がきちんと伝わるよう、説明のツールも含めて検討していただきたい。

委員の意見を生かし、被害者に対しては難しい言葉で淡々と説明すること等がないようにしなければならないと考えている。

検察庁においては、被害者としては起訴してほしいと考えているが、証拠が足りずに起訴できないことを被害者に対して説明するとき、また、起訴された事件で、公判廷で行われた内容を被害者に対して説明するときに、被害者に対してなるべく平易な言葉を使って分かりやすく説明するように心掛けている。

裁判員制度も始まり、法律の世界に素人が入ってくるので、裁判所としてはコミュニケーション能力をもっと高めていってほしい。

傍聴に訪れる被害者は、加害者である少年がいる審判廷に、勇気を持って裁判所に足を運んできており、実際の審判で感情が高ぶることが予想される。そこで、審判廷でトラブルが発生しないように工夫をしていただきたい。

傍聴する際、審判廷に遺影を持ち込んでもいいのか。

遺影の持ち込みを認めるか認めないか、認めるとしてどのくらいの大きさであれば許容するかどうかは、最終的には担当する裁判官の判断によるので、画一的な基準を作ることは難しいが、膝の上に置けるくらいの大きさの遺影であれば持ち込みは問題ないのではないかという意見が全国的には多数の意見だと思う。

審判廷に入る順番としては、傍聴人が最後か。

そうなると思う。

審判廷を見学した感想は、審判廷のレイアウトが「間に合わせ」で作られたとの印象を受けた。つまり、本来であれば、専用の部屋を造るべきところを、場所がないために、現在ある審判廷を代用しているという印象を受けた。

審判廷の広さは、大勢の傍聴人が入ることを想定したものか。

被害者が審判を傍聴したいという考えを持つことは理解できるが、一方で、少年法の理念が少年の更生であることを考えると、被害者に対して少年の顔を見せてもいいのかという気持ちもある。

少年や少年の保護者と、被害者側の人たちが裁判所内で鉢合わせにならないよう、どのようにコントロールするのか。

裁判所としては、少年側と被害者側の動線をずらして案内するように検討をしている。また、第三者と被害者に接点がないようにする等、あらゆる可能性の検討はしている。

審判の前に、被害者が裁判所に意見を聞いてもらう機会はあるのか。

被害者から申出があるかどうかにかかわらず、審判前に家裁調査官が被害者に対して、被害者調査という形で、被害者に被害状況等について確認をするという機会がある。

審判の傍聴は、本庁以外の支部でも行われるのか。

行われる。

支部によっては、見学した審判廷よりも狭いところもあるか。

審判廷の広さは庁によって様々だが、小さい審判廷で行うということはしない方向で考えている。

審判の傍聴制度については、少年だけではなくその親に対する影響についても検証をしていただきたい。

審判傍聴に当たり金属探知機を使用することについては、事件の事前調査の段階で、被害者感情の程度や被害者の性格等が把握できると思われるので、そのような危険性を認識できるのであれば、やはり金属探知機は使用した方がよいと思う。

金属探知機を使用するときは、被害者だけでなく、少年側の家族に対しても使用するべきである。

ゲート式の金属探知機であれば、そこを通るだけなのであまり抵抗感はないのではないかと。

そもそも当委員会に出席するに当たって、裁判所に入るときにチェックされないのは無防備ではないかと思った。

見学した審判廷について、出入口が1か所しかないので、万が一トラブルがあったときに裁判官や少年が逃げられないのではないかと思った。

刑事裁判の公判廷のように柵を設けるべきだと思う。

見学した審判廷には大きなテーブルが置いてあったが、そのテーブルは確かに動かしづらいが、見方によっては広く平らであるので、足場になるということでもあると思う。

審判廷が狭いということは、逆に裁判所の職員も身動きが取りづらいということである。そのことによって、けが人が出るということがあるかもしれない。そこで、審判廷には小さなテーブルを置くということも考えられるのではないかと。

6 次回期日の指定

平成21年5月27日(水)午後1時15分

7 閉会